

2010年7月28日

新聞社等からの「デジタル」利用許諾要請について

社団法人 日本文藝家協会
理事長 篠 弘

特定の新聞グループに属する電子媒体（デジタル）関連の企業から、著作物の電子媒体等での二次利用を求める「利用許諾書」が、日本文藝家協会の会員や元会員のご遺族に郵送されております。内容は、過去に同グループに属する新聞社発行の各新聞に執筆した原稿、また今後執筆する原稿等の同グループが保有するデータベースへの収録、上記デジタル関連企業が運営する電子媒体等での二次利用について、「対価なし」での許諾をかなり切迫した期限で求めています。これは、「デジタル」であれば、著作権者の上記各新聞に掲載された著作物について、いかなる形態の二次利用をも含む無制限な許諾要請であり、しかも、過去、将来ともに利用の対価を支払わないことの確認を求めるといふ、一方的な許諾要請です。

当協会は、これまで、上記特定の会社からも、また、新聞社の団体からも、このような著作物の利用許諾要請に関して連絡を受けておらず、何ら意見を述べたことも、話し合いを行ったこともないため、このような要請に対する当協会の指針というものを特に定めておりません。

当協会は、7月12日開催の定例理事会でこの「利用許諾書」問題につきまして協議いたしました。が、「当面、返事を出さないことで何ら問題がない」という結論に至りました。手続上、あまりにもクリアされていない問題が多すぎるからです。そのため、当協会は、理事会の結論に従いまして、当協会の会報に当たります『文藝家協会ニュース』7月号で「返事を出さない」「ペンディングにしておく」ことを会員・準会員にお知らせしております。

もとより、こうした「利用許諾書」の契約は、個々人の問題であり、著作権者がそれぞれの判断で許諾を与えることについて当協会は意見を述べるつもりは一切ございませんが、今回の利用許諾要請により、多数の著作権者が、その対応について困惑することを懸念するものです。

当協会は、こうした著作権者全体に影響が及ぶ問題につきましては、利用者団体等と著作権団体等が真摯に話し合いの上、一定の「ガイドライン」を設けて運営することが望ましいのではないかと判断し、これまで様々な問題でそのような協議を続け、それぞれに解決策を見出して参りました。こうした指針がなければ、個々の著作権者と大規模な著作物の利用者とが利用許諾について、速やかに適切かつ公平な内容の合意に至ることは困難であると考えてきたからです。前述の当協会理事会でも、今回の問題につきましても業界団体等と話し合った上で、当協会として「会員に一定のガイドラインを提示したい」との方向を確認しております。上記要請への対応について困惑している個々の著作権者としては、

上記ガイドライン等を検討してから判断するというのも一策であろうかと考え、ここにお知らせするものです。

なおまた、このお知らせと同時に、当協会は上記新聞グループをはじめとした新聞業界と協議をもつことを要望していることを表明するものです。

以上